

令和 7 ・ 8 ・ 9 年追加申請用

島根県大田市
入札参加資格審査
申請の手引き
【物品・役務】

令和 7 年 8 月

大田市総務部総務課

大田市では、ユネスコの世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」を未来に継承するとともに、ユネスコの崇高な精神である「平和と人権尊重」を伝えながら、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、温もりのあるまちづくりをすすめています。

【 目 次 】

1. はじめに	- 2 -
2. 申請について	- 2 -
(1) 資格審査の種類	
(2) 申請方法	
3. 参加資格有効期間	- 2 -
4. 受付期間	- 2 -
5. 申請資格について	- 2 -
6. 参加資格審査を行う業種	- 3 -
7. 準市内業者としての要件について	- 3 -
8. 提出書類	- 3 -
9. 審査結果について	- 4 -
10. 申請にあたっての注意事項	- 4 -
11. 問合せ先	- 4 -
●注1 消費税及び地方消費税の納税証明書について	- 5 -
●注2 役員等名簿（共通様式1号）について	- 5 -
●注3 市税等納付状況調査同意書（様式第4号）について	- 5 -
●注4 法人市民税の確定申告書の写しについて	- 5 -
★追記 社会保険料納入証明書（未納の徴収金のない証明）について	- 6 -

1. はじめに

大田市で実施する入札に参加するためには、あらかじめ入札参加資格について申請をし、審査を受けることが必要です。

令和7年の入札に関する参加資格申請（追加申請）の受付について、お知らせします。

すでに「令和7・8・9年大田市入札参加資格者名簿」に登録されている方の申請は不要です。

2. 申請について

(1) 資格審査の種類：「物品・役務」

(2) 申請方法：電子申請（原則）

【電子申請】※島根県及び大田市を含む11市町での共同受付を実施

インターネットを利用した「島根県電子調達共同利用システム（以下、「システム」という。）」により、申請者（業者）から直接入力していただき、書類は各団体へ別途送付をお願いします。

共同受付では、共通項目については、共通審査団体（共通項目の審査を行う団体）で審査を行い、各団体の個別審査については、各団体にて行います。

なお、入札参加資格申請には、ICカード（電子証明書）は不要です。

※共通審査団体について

例：島根県に申請される場合は島根県。

島根県に申請されず、市町のみに申請される場合は、原則、本社・営業所の所在市町。

※各団体で審査項目が統一されているものではありません。

※大田市の電子入札の利用者番号が配布されている必要はありません。

新規申請で利用者番号が通知されていない場合は、空欄をお願いします。

※システムの入力方法については、島根県電子調達共同利用システムポータルサイトの操作マニュアルをご覧ください。

【紙申請】

システムによる登録が困難で、かつ、大田市にのみ申請する場合に受付いたします。

あらかじめご相談ください。

次の資料を必ず確認してください

①「島根県電子調達システム(資格申請システム)による

物品・役務 入札参加資格申請の手引き（共通編）」

②「資格申請システム操作マニュアル（物品・役務）」

3. 参加資格有効期間：令和7年度認定日～令和9年12月31日

4. 受付期間：令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）（土、日、祝日を除く）

※証明書類等は郵便または信書便で送付してください。9月30日到着分有効。

※土日・祝日は、郵便または信書便による証明書類等の受付のみで、窓口及び電話による問合せ等の対応は行いません。

また、土日・祝日は資格申請システムが稼働しませんので注意してください。

5. 申請資格について

① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。

② 暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる者として、警察当局から大田市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ③ 法人分及び代表者個人分（共有分を含む）について、大田市における市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のすべてにおいて未納の徴収金が無いこと。
- ④ 社会保険料または国民年金保険料の未納の徴収金が無いこと。
- ⑤ 消費税及び地方消費税の未納の税額が無いこと。

6. 参加資格審査を行う業種

別表のとおりです。

7. 準市内業者としての要件について

大田市では、有資格者の所在地により、有資格者名簿を市内業者、準市内業者、市外業者に区分し、発注はこの順に優先して事業者を選定します。

各区分の定義は次のとおりです。

区分	定義
市内業者	有資格者のうち、主たる営業所（本社）を市内に有する者
準市内業者	有資格者のうち、本社は大田市外であって、市内に有する従たる営業所（支店・営業所等）を受任者とし、受任者が特定の要件を満たす者
市外業者	有資格者のうち、市外に営業所を有する者

【準市内業者の要件】

- ① 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられているとともに、事業所の所在を明らかにした看板、表札等が表示され、営業所としての形態を整えていること。
※常時、本社や他の営業所等への取次機器（転送等）による対応をしていないこと。
- ② 営業所には、常勤もしくは常駐する技術職員が勤務し、かつ、前述の技術職員を含め責任者の配置があること。
- ③ 法人については法人市民税の申告を行っていること。

【「常勤職員」及び「常駐職員」の考え方】

常勤職員：大田市内の営業所等に所属し恒常的に勤務（毎日決まった時間勤務）する職員。
（営業所等の仕事を専任している職員）

常駐職員：大田市内営業所等の専任職員ではないが、基本的に大田市内の営業所等に出勤し仕事を行う職員。
（時々、所属する会社（本社等）に出勤し仕事を行うが主軸は大田市内の営業所等）

これらの要件を確認するため、個別審査用書類に定める書類の提出を求めます。また、必要と認めた場合には、営業所の実態を調査することがあります。

調査に協力しない場合は、要件を満たしていないものとします。

8. 提出書類

大田市にのみ申請する場合も電子申請は可能です。

様式は、大田市ホームページからダウンロードし、使用してください。

（1）共通審査団体提出分

01	共通添付書類送付票（システムから出力）	○
02	誓約・同意書【共通審査用】（システムから出力）	○
03	[法人]法人登記の登記事項証明書（写し可）	○
	[個人]代表者の身分（元）証明書（写し可）	
04	消費税及び地方消費税の未納の税額の無い証明書（写し可） ●注1	○
05	役員等名簿【共通様式1号】 ●注2	○

(2) 大田市提出分

06	個別添付書類送付票（大田市）（システムから出力）	○
07	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写し）（システムから出力）	○
08	営業所一覧表【様式第2号（参考様式）】	△※1
09	業務実績調書【様式第3号（参考様式）】	△※1
10	市税等納付状況調査同意書【様式第4号】●注3	○
11	社会保険料納入証明書（社会保険料納入確認（申請）書）（写し可）★追記	○
	国民年金保険料納付確認書（写し可）	
12	業態調書【様式第5号】	○
13	委任状【様式第6号】	○※2
	委任先営業所調書	○※3
	法人市民税の確定申告書の写し ●注4	
14	使用印鑑届【様式第7号】	○
15	暴力団等排除に関する誓約書【様式第8号】	○
16	A4クリアファイル（クリアフォルダー）	○

※1 他の様式で代用可

※2 入札・契約に関する委任がある場合

※3 準市内業者のみ

9. 審査結果について

システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行います。認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール受信後にシステムで内容を確認してください。

※書面による認定通知書は作成しません。

10. 申請にあたっての注意事項

- ① 入札参加資格申請には、ＩＣカード（電子証明書）及びＩＣカードリーダーは不要ですが、電子入札を実施する際には必要となります。
- ② 申請された後、申請内容について資格審査を行い、資格を有すると認められた場合に、大田市の有資格業者として登録します。なお、必要書類が期日までに到着していない場合は、資格審査の対象となりませんので余裕をもって申請してください。
- ③ 申請受理後、資格審査のため、電話または直接訪問等により申請内容の確認をさせていただく場合があります。
- ④ 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載した場合は、資格を取り消すことがあります。

11. 問合せ先

〒694-0064

島根県大田市大田町大田口1111

大田市役所 総務部 総務課 入札・検査係

【電話】0854-83-8020

【メール】o-kanzai@city.oda.lg.jp

●注1

消費税及び地方消費税の納税証明書について

【証明申請場所：納税地を所管する税務署等】

「未納の税額がない。」旨の記載のある納税証明書「その3」（証明を受けようとする税目で「消費税及び地方消費税」を選択し請求したもの）を提出してください。（証明年月日が申請日の3月前の日以降のもの。）

納付すべき税額がない場合も、納税証明書は発行されるので、必ず提出してください。

●注2

役員等名簿（共通様式1号）について

この名簿は、役員等が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないことを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。

大田市ホームページから共通様式1号をダウンロードし、入力後アップロードによりデータを提出してください。

名簿の作成にあたっては、氏名、生年月日の個人情報を警察へ提供し、暴力団員等の調査に利用することについて記載する全員の同意を得たうえで作成してください。

●注3

市税等納付状況調査同意書（様式第4号）について

入札参加資格審査申請にあたり、大田市が課税している全ての税目を対象とし、本社、支社、営業所等、及び代表者個人分（共有分含む）について、各々につき調査を致します。調査することを合意のうえで「市税等納付状況調査同意書」を作成し、提出してください。

大田市への納税義務の有無に関わらず提出してください。

（注意事項）

①大田市内に営業所等を有する場合は、入札契約権限の委任の有無に関わらず、大田市内営業所等「ある」に☑を入力の上、営業所等の情報を記載してください。

※大田市内に営業所等がない場合は、大田市内営業所等「なし」への☑入力のみ。

②代表者個人について大田市に納税義務がある場合は、大田市に納税義務「ある」に☑を入力し、代表者個人の情報を記載の上、代表者個人の印で押印してください。

※大田市に納税義務がない場合は、大田市に納税義務「なし」への☑入力のみ。

●注4

法人市民税の確定申告書の写しについて

直近の事業年度のものを提出してください。

設立から間がなく申告時期未到来の場合は、法人設立（開設）届出書の写しを提出してください。

★追記

社会保険料納入証明書（未納の徴収金のない証明）について

【証明申請場所：管轄する各年金事務所】

提出書類について 他市へ提出された確認書の写し可。

1. 申請書類等 ※申請書は2種類ありますので、間違いのないようにお願いします。

(1) 「**社会保険料納入証明書**」【健康保険・厚生年金保険の適用対象事業所用】

「社会保険料納入証明書」に代えて「社会保険料納入確認（申請）書」でも構いません。

※《独自の健康保険組合等加盟事業者》

上記の証明書と併せ「健康保険組合等発行分社会保険料納入確認書（写し可）」も提出ください。

(2) 「**国民年金保険料納付確認（申請）書**」

【健康保険・厚生年金保険の適用対象事業所とならない事業所用】

(1)(2)とも、対象期間は発行月から直近の過去2年間（24ヶ月）です。

参考：8月中に年金事務所へ申請の場合、令和5年7月分～令和7年6月分の24ヶ月となります。

9月中に年金事務所へ申請の場合、令和5年8月分～令和7年7月分の24ヶ月となります。

※発行年月日が大田市への申請月前2ヶ月以内のものを提出してください。

※9月に申請の場合：令和7年7月以降に発行されたものが必要となります。

2. 申請書記載事項等

(1) 「**社会保険料納入証明書**」【健康保険・厚生年金保険の適用対象事業所】

社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金及び延滞金）の納入状況確認書

※証明が管掌区分：組合管掌健康保険の場合（独自の健康保険組合等加盟事業者）

加盟する健康保険組合で健康保険料のみの納入確認証明を取得の上、(1) 「社会保険料納入証明書」と併せて「健康保険組合等発行分社会保険料納入確認書（写し可）」も提出してください。

※「社会保険料納入証明書」と「健康保険組合等発行分社会保険料納入確認書」を併せて提出する場合、対象期間が同じものを提出してください。

(2) 「**国民年金保険料納付確認（申請）書 様式①**」

【健康保険・厚生年金保険の適用対象とならない事業所】

国民年金保険料の納付状況確認書

※対象期間より前に60歳到達済みであり、対象期間の保険料の納付を要しない場合

年金事務所の証明は不要です。「国民年金保険料納付確認（申請）書（様式②※60歳以上）」の

1. 申請者の住所・氏名・電話番号を記入のうえ右上の欄にチェックをいれ、代表者印を押印したものを大田市へ提出してください。

(1)(2)とも、加入期間が2年未満の場合は、加入以降の期間とします。

また、証明書申請前1週間以内に納付された場合は、その領収書を、また月末口座振替された直後に証明書申請される場合は、預金通帳等口座振替がされたことが分かるものをお願いします。（その際、(1)の場合は、社会保険料納入確認（申請）書（日本年金機構の統一様式）で請求してください）

3. 申請場所：管轄する年金事務所

社会保険料を大田市にある営業所では納付せず、代わりに大田市外の本店が納付している場合は、その納付先の年金事務所で確認を受けてください。その場合の確認申請者は、納付している本店名となります

が、それを添付してください。

4. 手数料 無料

5. 出雲年金事務所で証明を受けられる業者の方へ

駐車場・窓口の混雑が予想されますので、できるだけ郵送により証明を依頼してください。「申請書」に必要事項を記入のうえ、110円切手を貼った返信用封筒を添えて下記宛てまでお送りください。

(送付先) 〒693-0021 出雲市塩冶町1516-2

日本年金機構 出雲年金事務所

- ※ 窓口での証明を依頼される場合 ～ 代表者本人以外が手続きする際には、委任状（様式あり）、及び窓口に来られた方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。
- ※ 原則、書類受付日の翌営業日以降の窓口交付となります。

6. お問い合わせ先：日本年金機構 出雲年金事務所（電話0853-24-0045）

- ※ 出雲年金事務所以外の年金事務所へ確認書を提出される場合は取り扱いが違う場合がありますので、事前に該当の年金事務所へお問い合わせください。